

流山市浄化槽整備促進協議会の会則

(協議会の目的)

第1条 流山市の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、流山市内の浄化槽施工業者、浄化槽の保守点検業者及び浄化槽清掃業者関係団体で流山市浄化槽整備促進協議会（以下、「協議会」という。）を組織し、流山市が進める利根運河等水質改善モデル事業の促進と法定検査、維持管理、清掃の徹底を図ることを目的とする。

(協議会の構成)

第2条 協議会は、次に掲げる団体等（以下「関係団体」という。）で構成する。

- (1) 一般社団法人 千葉県環境保全センター流山地区
- (2) 一般社団法人 千葉県浄化槽協会流山支部
- (3) 特殊法人 流山市管工事協同組合

2 協議会にはオブザーバーとして流山市上下水道局が参加できることとする。

(所管事務)

第3条 協議会は、次に掲げる業務等の管理及び執行について連絡調整を図る。

- (1) 関係団体との連携及び情報交換
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事務

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、流山市管工事協同組合会館内に置く。

2 協議会の庶務は、流山市管工事協同組合において処理する。

(組織)

第5条 協議会は、委員15名以内をもってこれを組織する。

2 委員は、関係団体はその協議により、関係団体に所属する会員の中から、これを選任する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員)

第6条 会長 1名

副会長 2名

事務局長 1名

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代行する。

3 事務局長は、本会の事務全般を担当する。

(役員を選任)

第8条 会長、副会長の選任は、委員の中から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。

2 事務局長は、会長が指名する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第10条 協議会の総会は、委員を持って構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 事業内容の改廃

(2) 役員を選任

(3) 協議会の解散

(4) その他協議会の運営に関し、重要な事項

3 協議会の会議は、会長が招集する。

4 総会の議長は、会長がこれに当たる。

5 協議会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長、事務局長をもって構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(代理出席)

第12条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この会則は、令和5年5月12日から施行する。